団体担当者様限定 ウェビナー

参加費無料・オンライン

労働安全衛生法改正 —— 商工会議所・医師会・業界団体の皆様へ

ストレスチェックが50人未満の事業場にも義務化。団体で動き出すなら、いまです。

2028年4月1日 から、労働者数50人未満の事業場でも
ストレスチェックの実施が**義務**になります

対応を先送りすると、義務化直後に加盟事業者の相談が集中します。準備は前倒しが原則です。

① これから起きること

令和7年(2025年)改正・労働安全衛生法により、50人未満の事業場へのストレスチェック実施義務化が確定しました。

1
ストレスチェック対象が「全事業場」に

現在義務の常時50人以上の事業場に加え、50人未満の小規模事業場も年1回の実施が義務化されます。

2
契約・事務は事業場ごと

実施者の確保、サービス選定・契約、結果評価まで——1社ずつの対応は負担が大きく、実施漏れのリスクも生じます。

3
義務化後に困る団体

導入の間に合わない事業者から相談が殺到しても、団体側に体制や窓口がなければ支援できません。実施体制づくりには準備期間が必要です。

② 個別契約で困る事業者を、団体の「一括実施」で支える

加盟事業者が個別に契約する場合

- × 実施者(医師等)や実施サービスを自分で探し、個別に契約
- × 委託先の選定・契約・費用を1社ずつ自力で手配する負担
- × 費用・手続きの負担が重く、「どこに相談すればいいか」の問い合わせが団体へ殺到

団体でまとめて実施する場合(共同実施)

- ✓ 契約・実施事務を団体窓口に一本化でき、事業者の負担が大幅に軽減
- ✓ 共同実施により実施者・実施環境を効率的に確保できる
- ✓ 「加盟していれば対応してくれる」安心が加盟促進に直結

厚労省マニュアルでは、50人未満の事業場は原則として外部機関への委託が推奨され、従業員の健康情報は外部機関で完結させるとされます。委託先を団体が一括確保する「共同実施」は、加盟事業者への付加価値(会員獲得・継続促進)にも直結します。

「ストレスチェック義務化・団体一括実施 緊急ウェビナー」

参加費無料

開催日時	**12月9日(水) 10:30〜11:30** **12月16日(水) 10:30〜11:30** (いずれも2026年・両日同一内容)
開催形式	ZOOMオンライン配信(事前申込必須)
対象	商工会議所、商工会、各業界組合等の団体担当者様
講師	産業メンタルヘルス協会　代表理事　守田 浩
講演内容	ストレスチェック制度の詳細と実施上のコツ、 ストレスチェックにおける医学的エビデンスについて
申込方法	QRコードから申込サイトへアクセスし申込ください

参加申込

参加申込QRコード(参加無料)

主催：一般社団法人産業メンタルヘルス協会

※制度内容は公表情報に基づきます。詳細は厚生労働省の最新情報をご確認ください。